

# 国立大学法人東京外国語大学基本給調整額の支給等に関する細則

〔平成 21 年 3 月 31 日〕  
規 則 第 28 号

改正 平成 27 年 3 月 27 日規則第 84 号 令和 5 年 3 月 16 日規則第 32 号

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人東京外国語大学職員給与規程（平成 16 年規則第 54 号。以下「給与規程」という。）第 11 条第 3 項の規定に基づき、基本給調整額の支給方法等に関し必要な事項を定める。

(基本給調整額を支給する職員)

第 2 条 基本給調整額を支給する職員は、大学院の研究科の担当（以下「大学院担当」という。）を命ぜられている者のうち、給与規程別表第 2 の適用する職員の区分に該当する者について支給する。

2 講義等を開講する場合は、当該開講学期のみ支給する。

3 給与規程別表第 2 に定める主任指導を行う学生には、留学、休学及び停学中の者は含まない。

(大学院担当の任命等)

第 3 条 職員に大学院担当を命じる場合又は担当をする必要がなくなり担当を免ずる場合は、文書を用いて通知するものとする。この場合同時に基本給調整額の支給を通知する場合は、担当の通知と基本給調整額の支給の通知を併記するものとする。

(1) 通知文書の内容は、次によるものとする。

イ 大学院担当を命ずる場合 東京外国語大学大学院〇〇研究科の担当を命ずる

ロ 大学院担当を免ずる場合 東京外国語大学大学院〇〇研究科の担当を免ずる

2 現に大学院担当を命ぜられている者が次の一に該当する場合でも、当該職員が当該大学院研究科の教育上必要不可欠な職員である限り、大学院担当を免ずる必要はないものとする。

(1) 休職

(2) 出勤停止

(3) 育児休業

(4) 介護休業

(5) 外国出張

(6) 長期病気休暇

(7) 内地研究員等による長期研修

(8) 出向

(基本給調整額の決定)

第 4 条 基本給調整額の決定にあたっては、次の調書を（必要な内容は各号括弧書きによる）作成し、支給の適用要件を確認する。

(1) 授業担当状況表（担当教員氏名、科目名、開講学期、受講生数）

(2) 主任指導一覧表（教員氏名、主任指導学生名、学生の在籍する研究科名及び課程）

2 職員に基本給調整額の決定を通知する場合は、文書を用いて行うものとする。

(1) 通知文書の内容は、次によるものとする。

イ 基本給調整額を支給する場合

大学院〇〇研究科担当による調整数〇の基本給調整額を支給する

ロ 基本給調整額が変更となった場合

大学院〇〇研究科担当の調整数〇を調整数〇に改訂する

ハ 基本給調整額を支給しなくなる場合

基本給調整額は支給しない

（支給の始期）

第5条 基本給調整額の支給は、職員が大学院担当を任命された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。

（基本給調整額の支給の停止及び支給の再開等）

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を停止する。

(1) 支給の要件を喪失した場合

(2) 休職、停職、育児休業又は出向により職務に従事しないこととなった場合

(3) 引き続き90日を超える期間を明示された外国出張、病気休暇及び内地研究員等の長期研修により本学で職務に従事しないこととなった場合

2 前項により支給停止となった後に、次の各号のいずれかに該当した場合は、それぞれ当該各号に規定する月より支給を開始する。

(1) 基本給調整額の支給要件を満たすこととなった場合 満たすこととなった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

(2) 前項第2号及び第3号に該当し職務に従事しないこととなった職員が職務に復帰した場合 復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

（継続支給者の取扱い）

第7条 年度の当初においては、前年度に基本給調整額を支給している者については、前年度から引き続いて支給要件を満たすものとみなして支給を継続し、第4条第1項第1号に掲げる調書で支給要件を確認次第できるだけ速やかに支給額の改訂を行うものとする。

附 則

1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

2 国立大学法人東京外国語大学大学院担当調整手当の基準に関する細則（平成16年規則第55号）は、廃止する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年3月16日から施行する。